

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく
農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

上野原市長 村上 信行

記

1. 取りまとめた協議結果の名称

人・農地プラン（上野原市全域）

2. 協議の場を設けた区域の範囲

上野原市

3. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月25日

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

○経営体数

個人 10経営体（うち認定農業者6）

法人 3法人（うち認定農業者3）

集落営農組織

5. 地域における担い手の確保状況

担い手はいるが十分ではない

6. 当該地域における農業の将来のあり方

どの地域も後継者不足や耕作放棄地の増加による鳥獣被害の増加、農業者の高齢化により農業経営ができなくなる可能性がある。

上野原市の農地は点在しており、大量生産が困難なため6次産業化や高付加価値化に力を入れていく必要がある。

新規就農者が参入した場合に農地の集約ができるよう地域で協力しあう雰囲気作りや、鳥獣被害への地域ぐるみでの対策などをはじめ新規就農者の発掘と定着を目指す。

7. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。

人・農地プラン

平成31年3月25日公表形式

上野原市全域

上野原市

(参考様式1)

人・農地プラン

| 市町村名 | 集落/地域名 | 当初作成年月 | 更新年月(1回目) | 更新年月(2回目) | 更新年月(3回目) | 更新年月(4回目) | 更新年月(5回目) |
|------|--------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 上野原市 | 全域 | 平成25年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 | 平成29年3月 | 平成29年7月 | 平成31年3月 |

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

| 属性 | 経営体 (氏名) | 経営者・代表 者の年齢 | 構成員 (従業員) | 後継者の有無 | 現状 〔平成25年度〕 | | 計画 〔平成30年度〕 | | 農地中間管 理機構から の借入希望 の有無 | 新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組 | 取組 年度 | 活用が見込まれる施策 | | | | 備考 |
|---------|-------------|----------------|--------------|--------|---------------------------------|--|---------------------------------|--|--------------------------------|---|----------|--------------------------|--------------------------------------|-------------------|------------|----|
| | | | | | 経営内容 (作目) | 経営規模 (ha、頭数等) | 経営内容 (作目) | 経営規模 (ha、頭数等) | | | | 青年就 農給付 金(開 始型) | スー パーL 資金の 金利負 担軽減 措置 | 経営体 育成支 援事業 | その他 () | |
| 認農 法 | 法人1 | 87 | 3 (3) | 無 | じゃがいも キヌア その他野菜 計 | 1.0 0.8 0.5 2.3 ha | キヌア じゃがいも その他野菜 計 | 3.0 1.0 0.5 4.5 ha | 有 | | | | | | | |
| 認農 | 経営体1 | 69 | 1 (0) | 無 | かぼちゃ ナス 白菜 その他の野菜 計 | 0.43 0.43 0.29 0.88 2.03 ha | 白菜 トマト ナス その他の野菜 計 | 0.5 0.5 0.43 0.71 2.14 ha | | 新規就農育 成 | | | | | | |
| 認農 | 経営体2 | 47 | 1 (2) | 無 | 大根 イモ類 玉ねぎ その他の野菜 計 | 0.4 0.2 0.1 0.5 1.2 ha | 大根 イモ類 玉ねぎ その他の野菜 計 | 0.5 0.3 0.2 0.7 1.7 ha | | 高付加価値 化 | | | | | | |

| 属性 | 経営体 (氏名) | 経営者・代表 者の年齢 | 構成員 (従業員) | 後継者の有無 | 現状 〔平成25年度〕 | | 計画 〔平成30年度〕 | | 農地中間管 理機構から の借入希望 の有無 | 新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組 | 取組 年度 | 活用が見込まれる施策 | | | | 備考 |
|---------|-------------|----------------|--------------|--------|---------------------------------------|---|--|--|--------------------------------|---|----------------|--------------------------|--------------------------------------|-------------------|------------|---|
| | | | | | 経営内容 (作目) | 経営規模 (ha、頭数等) | 経営内容 (作目) | 経営規模 (ha、頭数等) | | | | 青年就 農給付 金(開 始型) | スー パーL 資金の 金利負 担軽減 措置 | 経営体 育成支 援事業 | その他 () | |
| | 経営体9 | 58 | 1 (0) | 未定 | かぼちゃ じゃがいも その他の野菜 計 | 0.02 0.02 0.1 0.14 ha | かぼちゃ じゃがいも その他の野菜 計 | 0.03 0.03 0.2 0.26 ha | | | | | | | | 経営する ディサー ビスの食 事に使用 する野菜 の栽培 |
| 認農 法 | 法人2 | 58 | 1 (1) | 未定 | にんにく インゲン 里芋 その他の野菜 計 | 0.2 0.13 0.06 0.02 0.41 ha | にんにく 小松菜 ツルムラサキ その他の野菜 計 | 1.5 0.2 0.08 0.05 1.78 ha | | にんにくの 高付加価値 化 | | | | | | にんにく を加工す ることで 高付加価 値化を図 る計画 |
| | 経営体10 | 69 | 2 | 有 | トマト トウモロコシ バジル 切り花 米 計 | 田0.1 畑0.4 ha | トマト トウモロコシ バジル 切り花 米 計 | 田0.1 畑0.4 ha | 無 | 低コスト化 高効率化 | 平成 21年 ～ | ○ | ○ | | | 持続性の 高い農業 生産方式 の導入を 計画 |
| 認農 法 | 法人3 | 56 | 6 (5) | 有 | ズッキーニ ケール バジル 伊アパ 切 計 | 0.04 0.02 0.02 0.02 0.1 ha | ズッキーニ ケール バジル 伊アパ 切 カモミール 計 | 0.15 0.05 0.05 0.05 0.1 0.4 ha | 有 | 新規就農者 育成 6次産業化 高付加価値 化 | | ○ | | | | 契約レスト ラン・ホテ ルへの継続 的な出荷及 び高付加価 値化の取 組。担い手 の育成 |

【 記載上の注意 】

※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。

※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

※ 集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。

※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)

※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

| 取組事項 | 対応 |
|--------------------------|----|
| 担い手に集積・集約化する | ○ |
| 担い手の分散錯圖を解消する | |
| 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する | ○ |
| 耕作放棄地を解消する | ○ |
| その他[右欄に自由に記載] | |

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

| 取組事項 | 対応 |
|---|----|
| 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける | |
| 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける | |
| 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける | |
| その他[右欄に自由に記載] | ○ |

貸し付ける農地がある場合は担い手に貸付ができるようにマッチングし、耕作放棄地の解消ができるように活用する。

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

| 近い将来農地の出し手となる農業者(氏名) | 年齢 | 現状 [平成30年度] | | 計画 [平成35年度] | | 利用しなくなる農地面積 | 農地中間管理機構への貸付け希望の有無 | |
|----------------------|------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|-------------|--------------------|------|
| | | 経営内容(作目) | 経営規模の合計(ha、頭数等) | 経営内容(作目) | 経営規模の合計(ha、頭数等) | | 農地面積 | 貸付時期 |
| 1 | 81 才 | イモ類等 | 1.4 ha | - | - ha | 1.4 ha | 無 | ha |
| 2 | 89 才 | - | 1.0 ha | - | - ha | 1.0 ha | 無 | ha |
| | 才 | | ha | | ha | ha | | ha |
| | 才 | | ha | | ha | ha | | ha |
| | 才 | | ha | | ha | ha | | ha |

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

| 今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて) | | |
|---------------------------------------|----|--|
| 取組事項 | 対応 | コメント |
| 生産品目の明確化 | | どの地域も後継者不足や耕作放棄地の増加による鳥獣被害の増加や、農業者の高齢化により農業経営ができなくなる等の問題がある。これらの問題を解決するためには、新規就農者の確保や若手農業者の確保が重要であると考え。また上野原市の農地は点在しており、大量生産が困難なため、6次産業化や高付加価値化に力を入れていく必要がある。また、新規就農者が参入した場合には農地の集約できるよう地域で協力し合う雰囲気作りや、鳥獣被害への地域ぐるみでの対策を始め、新規就農者の発掘と定着を目指す。 |
| 複合化 | | |
| 6次産業化 | ○ | |
| 高付加価値化 | ○ | |
| 新規就農の促進 | ○ | |
| その他 [] | | |

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

| 近い将来農地の出し手となる者 (氏名) | 耕地地番 | 地目 | 地名、地番、大字、 字、集落番号 | | 貸付等の区分(m ²) | | | 貸付等の 予定年度 | 農地中間管理 機構への貸付 を予定 |
|------------------------|------|----|---------------------|--|-------------------------|------|----|--------------|-------------------------|
| | | | | | 貸付 | 作業委託 | 売渡 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

【 記載上の注意 】

※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※ 農地利用図の添付は必須ではありません。